

○島根県警察の技能指導官に関する訓令

(平成7年4月1日島根県警察訓令第6号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、実務経験が豊富な島根県警察職員の警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識(以下「専門的技能等」という。)を活用することにより、警察職員の専門的技能等の向上に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(技能指導官の設置)

第2条 警察本部の課(島根県警察交通機動隊、島根県警察高速道路交通警察隊及び島根県警察機動隊を含む。)及び警察署に技能指導官を置くことができるものとする。

(専門的技能等の種別)

第3条 技能指導官を置くことができる専門的技能等の種別は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げるもののほか、必要と認められるものについては、警察本部長が別に定める。

(技能指導官の職務)

第4条 技能指導官は、命を受け、次に掲げる方法により、専門的技能等に関し、警察職員に対する指導を行うものとする。

- (1) 技能指導官又は専門的技能等の指導を受ける者が、専門的技能等に係る職務を遂行しながら行われる教養
- (2) 学校教養等の集合教養
- (3) 前2号に掲げるもののほか、専門的技能等の種別その他の事情に応じ適当と認められる方法

(技能指導官の選考基準)

第5条 技能指導官は、次の各号に該当する者の中から選考する。

- (1) 警部若しくは警部補の階級にある警察官又はこれらに相当する職にある警察官以外の職員
- (2) 原則として、年齢が45歳以上であり、かつ、専門的技能等に係る実務経験が15年以上の者とする。ただし、技能指導官としての職務を遂行する能力、実務経験等を有する者で、技能指導官として真にふさわしいと認められる場合は、この限りでない。

(技能指導官の選考及び推薦方法)

第6条 技能指導官の選考は、当該専門的技能等を主管する警察本部の部(以下「主管部」という。)において、書類選考するものとする。

- 2 主管部の長(以下「主管部長」という。)は、技能指導官として適格性を有すると認められた者については、技能指導官推薦書(様式第1号)により、警務部人材育成課長(以下「人材育成課長」という。)を経由して警察本部長に推薦するものとする。

(技能指導官の任命)

第7条 警察本部長は、技能指導官を任命するものとする。

- 2 前項の任命は、任命書(様式第2号)を交付して行うものとする。

(技能指導官の解任)

第8条 主管部長は、昇任、人事異動その他事情により技能指導官を解任する場合は、技

能指導官解任届（様式第3号）を人材育成課長を経由して警察本部長に届け出るものとする。

（技能指導官カードの作成、送付等）

第9条 人材育成課長は、技能指導官カード（様式第4号）を3部作成し、専門的技能等を主管する本部所属の長（以下「主管課長」という。）及び技能指導官が設置された所属の長（以下「設置所属長」という。）に各1部を送付するとともに、1部を保管するものとする。

2 人材育成課長は、作成した技能指導官カードを技能指導官名簿として一括保存するとともに、各所属長に通知するものとする。ただし、専門的技能等の種別により通知することが適当でない場合は、この限りでない。

（主管課長の任務）

第10条 主管課長は、専門的技能等の種別に応じ、技能指導官の業務負担その他の事情を考慮して、専門的技能等の指導の実施時期、方法等を定め、効果的に活用するものとする。

（技能指導官の派遣）

第11条 技能指導官の派遣については、主管課長、設置所属長及び技能指導官の派遣を受けける所属の長が協議して決定するものとする。

（報告）

第12条 主管課長は、技能指導官に対し、専門的技能の指導教養の実施状況について、技能指導官活動状況報告書（様式第5号）を四半期ごとに作成させるものとする。

2 主管課長は、前項の技能指導官活動状況報告書を点検した後、人材育成課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

附 則

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成17年3月31日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月24日島根県警察訓令第3号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成19年3月23日島根県警察訓令第14号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年3月26日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年9月18日島根県警察訓令第35号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成24年1月6日島根県警察訓令第1号）
この訓令は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日島根県警察訓令第14号）
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月8日島根県警察訓令第26号）
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年11月21日島根県警察訓令第37号）
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和2年12月22日島根県警察訓令第39号）
この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月10日島根県警察訓令第13号）
この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

別表（第3条関係）

専門的技能等一覧表

部	専門的技能等の種別
生活安全部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪抑止対策 ○ 人身安全関連事案への対処 ○ 子供女性安全対策 ○ 少年相談、補導及び立ち直り支援 ○ 少年関係事犯の取締り ○ 風俗関係事犯の取締り ○ サイバー犯罪の取締り ○ 生活経済事犯の取締り ○ 許可等事務（古物営業、質屋営業、警備業、探偵業、銃砲若しくはクロスボウ又は刀剣類、風俗営業等） ○ 職務質問等による犯罪の取締り ○ 山岳遭難救助 ○ 通信指令
刑事部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強行犯捜査 ○ 特殊犯捜査 ○ 窃盗犯捜査 ○ 国際犯罪捜査 ○ 指名手配被疑者の追跡捜査 ○ 被疑者の逮捕等に向けた身柄の確保 ○ 手口分析その他情報分析 ○ 知能犯捜査 ○ 暴力団対策 ○ 銃器犯罪捜査 ○ 薬物犯罪捜査 ○ 鑑識・鑑定
交通部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通規制・管制 ○ 交通事故事件等捜査

様式 〔略〕